

「生乳の制度改革は 決着したのか」

通常国会では、農業関連8法案の議論が進んでいます。昨年末に政府が決定した、「農業競争力強化プログラム」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」をベースとした内容です。この間、規制改革推進会議による理不尽な議論の路線も色濃く残っています。

まず最初に議論されたのは、農業競争力強化支援法案でした。農業資材価格の引き下げや農産物物流通の合理化に向けて、様々な規定が盛り込まれています。特に、農業関連事業者、農業団体に加え、農業者自身にも「有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組み」という努力義務が課される等、農業者の経営にまで踏み込んだ内容となっています。生産資材の選択は農業者が自分の経営の中で自己責任のもと判断すべきものです。「価格が安いものすべてがよい」という論調はどうなのでしょう。農業の経営環境はそれぞれ異なり、そうした環境に対応するため、生産者は努力を重ねて肥料や農薬、資材の選択をしているということ、を政府にはしっかり認識してもらいたいと思います。

2月22日に自民党の農林合同会議で、新たな加工原料乳生産者補給金制度が了承されました。従来の指定団体が新たな法律に位置づけられることや、その法律の目的規定に「需給の安定」が明記され、国の責任で需給調整がはかられるという枠組みになったことについて、農林幹部の先生方のご尽力に敬意を表します。こうしたことから23日の農業新聞では、「生乳改革決着」という見出しで報道されました。私は、これで決着としてよいのかと疑問に思っています。最大の焦点である部分委託の定めについては、今後の政省令に規定されることになっていきます。制度の運用を左右する具体的な取り決めは、今後、政府が定めることとされているのです。大事なことが曖昧にされているような違和感を覚えています。誰のための改革なのか。農林水産委員会でもこの点を政府に追求していきます。



▲党農林合同会議で質問に立つ

農政問題に斬り込む

「酪農家の経営所得安定制度が検討されなければならない」

規制改革推進会議は、3年前から続く、JA改革、全農改革に次ぐテーマとして生乳の指定団体制度を取り上げ、指定団体に出荷しない、いわゆるアウトサイダーの酪農家による自由販売を、規制改革の格好の材料として取り上げました。農政新時代という観点から安倍総理も、わざわざ通常国会の施政方針演説で「農協経由に限定している現行の補給金制度を抜本的に見直し、生産者の自由な経営を可能とします」と演説しました。また、「政府広報・農林水産省」名で、全国の地方紙に1ページ全面を使って、「酪農家の自由な販売を支援」「生産者が自由に出荷先を選べる制度に改革、指定団体以外への出荷者にも補給金を交付」等と広告したのです。

現行制度上は、指定団体の制度にどう加わってもどうかということが必要なのですが、規制改革推進会議サイドからは、自由な生産流通を縛る現行制度の仕組みこそ改変すべきという主張になっているのです。なぜ、自由販売を行っている酪農家を取り込むことをやらなければならないのか、これらフリーライダー（タダ乗り）に補給金を出すことをやらなければならないのか、理解できません。ここまでして、「自由な販売者に手を打った」と規制改革

推進会議に説明するための検討を行わざるを得ないのでしょうか。

ともかく、飲用需要が落ち込む冬季に、加工仕向けを行わず飲用のみに出荷し価格を低下させている行動を、「自由な販売を支援する」という形で評価する規制改革推進会議の動きは絶対的に認めることはできません。

農水省は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が「暫定」措置であることから、これを廃止し、畜産物の価格安定に関する法律（畜安法）のもとにおける制度として法改正を行います。私は、このことをむしろ前向きにとらえています。すなわち、牛肉や豚肉も畜安法に位置付けられ、その後、牛肉も豚肉も通称マルキンという経営所得安定対策が講じられているのです。生乳についても改めて畜安法に戻したうえで酪農経営全体の経営所得安定対策事業を実施する形が必要だと考えるからです。

TPPは消えかかっていますが、日EUの経済連携が進むつとていまずし、日豪FTAが締結され乳製品の輸入拡大が心配されます。このような酪農全体の経営を安定させる仕組みが何としても必要になります。



▶2月14日、第63回JA全国青年大会で挨拶